魚沼市立小出病院
西病棟用医療機器
入 札 仕 様 書

2015年10月

調達機器　設備仕様書

■　自動汚物容器洗浄装置(ベッドパンウォッシャー)一式

1.　調達物品名

自動汚物容器洗浄装置一式
(ベッドパンウォッシャー)

2.　設置場所

西病棟　2・3・4階病棟　洗浄室

3.　自動汚物容器洗浄装置に関しての性能、機能などに関する要件

・ 下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

3-1.　基本性能に関し、以下の要件を満たすこと。

3-1-1.　汚物が入ったまま直接、便器・尿器を処理することが可能であること。

3-1-2.　スタートボタンを押すだけで、洗浄から消毒まで全工程を自動で行なえること。

3-1-3.　ドアの開閉はドアセンサー及びフットスイッチで行なえること。

3-1-4.　装置に、汚物容器等を容易にセットすることが可能であり、前面ドア方式になっていること。

3-1-5.　安全装置が組み込まれ、洗浄・消毒工程中はドアが開かない構造であること。

3-1-6.　本体のメンテナンス、保守点検は正面より簡単にアクセスが可能であること。

3-1-7.　工程中は、工程内容を槽内温度と共に常にモニター表示すること。
また、プログラム通りに工程が実行されない場合は、エラーを日本語で表示できること。

3-1-8.　工程時間は、最短プログラムで約6分間で終了できること。
(1次側給水管、及び給湯管の水圧等の条件により、工程時間が変動することは別とする。)

3-2.　洗浄工程について以下の要件を満たすこと。

3-2-1.　原水圧力による洗浄効果の差をなくす為、装置内に貯水槽と加圧ポンプを内蔵させるなどし、均一な洗浄効果が得られること。

3-2-2.　固定ノズルと回転ノズルを有し、汚染物を全方向から洗浄することが可能であること。

3-2-3.　洗浄物に合わせて、最適な洗浄回数(水とお湯の組合せなど)と稼動する洗浄ノズルの選択を自由に設定することが可能であること。

3-2-4.　冷水と温水による2段階洗浄方式とし、予洗はタンパク凝固防止のため冷水で行うこと。

3-2-5.　洗浄効果試験(ISO　15883-3　に準拠)を実施し、問題が無いこと。

3-2-6.　洗浄は自動注入可能であり、分注器を組み込んでいること。

3-2-7.　全工程終了後、装置内の微生物汚染を防止するために、ポンプ・タンク及びパイプに残存している水をすべて排出すること。

3-3.　消毒工程について以下の要件を満たすこと。

3-3-1.　消毒方法は安全で確実な蒸気による熱処理とし、消毒薬は一切使わないこと。

3-3-2.　毎回確実な熱処理ができる様、独立した蒸気発生装置を内臓していること。

3-3-3.　最高設定温度は93℃とし、対象物の表面温度が実測値で90℃以上であり、1分間以上維持することが可能であること。

3-3-4.　消毒工程終了後、火傷事故防止の為の冷却工程が組み込まれていること。

3-3-5.　消毒工程後のリンス工程で使用する水は、ヒーター内で煮沸された水を使用すること。

3-3-6.　24時間装置を使用しなかった場合、指定したプログラムを自動的に作動させることが出来ること。(セルフディスインフェクションシステム)

3-3-7.　工程中及び工程終了時に、操作パネルに「Ao」値を表示させることが出来ること。

3-3-8.　消毒工程終了後、送風ファンなどにより、乾燥促進工程を選択することができること。

3-4.　安全対策について以下の要件を満たすこと。

3-4-1.　問題が発生した場合、その内容を日本語でモニター表示し、アラームを鳴らし、工程を停止させることができること。

3-4-2.　ドアを確実に閉めない場合、工程がスタートしない構造になっていること。

3-4-3.　運転が停止しても洗浄槽内の温度が69℃以下にならないかぎり、ドアが開かない構造になっていること。(火傷防止機能)

3-4-4.　万が一のトラブル発生時の為の、緊急停止ボタンを設置していること。

3-4-5.　排水管に詰まりが生じた場合、エラーメッセージを表示する機能を有していること(ドレーンコントロールシステム)。

3-4-6.　装置上部パネル内のON/OFFスイッチを有していること。

3-5.　設置条件について以下の要件を満たすこと。

3-5-1.　給水、給湯接続(20A)により作動させること。

3-5-2.　電源は、3相200V　20A　または単相200V　20Aであること。

3-5-3.　排水管はφ100mmへの接続仕様になっていること。

3-5-4.　装置の外形寸法は、W600mm×D450mm×H1650mm以内であること。

■　車椅子体重計一式

1.　調達物品名

車椅子体重計一式

2.　設置場所

西病棟　2階　食堂・デイルーム

3.　車椅子体重計に関しての性能、機能などに関する要件

・下記の主要な機器の性能及び機能に関する要件を満たしていること。

3-1.　車椅子体重計の概要に関し、以下の要件を満たすこと。

3-1-1.　検定付で、定格銘板が貼られ、検定証印が刻印されていること。

3-1-2.　自立歩行が可能な患者でも立って測ることが出来ること。

3-1-3.　オートパワーオフ機能を有していること。

3-1-4.　床面から計量台までの高さが約4.5cmと低く、乗り降りがしやすいこと。

3-1-5.　患者が体重計から降りた後も測定値が7秒間表示されたままの設定ができること。

3-1-6.　表示機全面にある事故設定ボタンで時刻調整ができること。

3-1-7.　重量センサーである、ロードセルが計量台の四隅に配置されており、直線性、再現性に優れていること。

3-1-8.　2種類の風袋引きを設定できること。

3-1-9.　RS232Cの出力端子を有していること。

3-1-10.　専用ACアダプターと単3アルカリ電池×6本のどちらでも駆動できること。

3-2.　プリンタ台の概要に関し、以下の要件を満たすこと。

3-2-1.　キャスター仕様であること。

3-2-2.　装置の外形寸法は、W300mm x D400mm x H1050mm 以内であること。

－以　上－

調達機器　構成表

No.	調達物品名	参考型式(仕様)	数量		備考
	自動汚物容器洗浄装置一式	※別紙仕様書参照	1	式	
	【内訳】				
1	自動汚物容器洗浄装置	S-560　ROMEO	3	台	
	(ベッドパンウォッシャー)				
	車椅子体重計一式	※別紙仕様書参照	1	式	
	【内訳】				
2	西病棟　2階　食堂･デイルーム　車椅子体重計				
(1)	車椅子体重計	AD-6105NP	1	台	
(2)	プリンター台	AD-6106NL-01	1	台	
－以　上－					

西病棟用医療機器一式に関する諸要件

1. 入札要件

1-1. 機器及び付属品は、入札時点で製品化されていること。

1-2. 納入・設置までに機器の仕様変更等がある場合、その情報を発注者及び病院へ提供し、協議のうえ最新の仕様で引き渡すこと。

1-3. 発注者及び病院と協議のうえ、適切な地震対策を施すこと。

1-4. 機器設置おいて、所轄保健所等 関係諸官庁への申請・届出・協議の必要がある場合、使用開始時期を見極め一連の諸検査・手続き全般の作業を行うこと。
また、その費用は応札価格に含むこと。

1-5. 機器搬入時、必要に応じて搬入経路の壁・床・天井面の養生を施すこと。
また、別途指示のあった場合はその指示に従うこと。

1-6. 機器搬入等に要する光熱水費等の負担については、病院と協議すること。

1-7. 機器搬入及び据付工事等で、過って病院の躯体・設備・器物等に損傷を与えた場合、速やかに発注者及び病院に報告し、病院の指示に従い自己の負担において修復すること。

1-8. 納入・設置についての費用は、応札価格に含むこととし、検収前に検収依頼書(設置写真付)を作成すること。

2. 保守点検体制

2-1. 機器・付属品等の保証期間は検収後1ヵ年とし、保証期間内の点検・調整等は無償で行うこと。
なお、期間終了前の点検・調整は必須とする。

2-2. 必要な消耗品及び故障等の部品について、安定供給が確保されていること。

2-3. 必要な消耗品、部品及び故障時等の対応について責任を持つこと。

2-4. 新潟県内にメンテナンス拠点を持ち、メンテナンスサービス員が常駐していること。
また、24時間365日体制とし、夜間・早朝、休日・祝日を問わず、故障等の障害時には通報から3時間以内にメンテナンスサービス員が現場に到着し、修理・点検が行える体制を、基本とすること。
また、持帰り修理や、修理に時間を要する場合等は、必要に応じて代替機を準備すること。

3. 教育体制

3-1. 取扱説明書は日本語とし、病院が要求する部数を用意すること。

3-2. 病院関係職員に対して使用説明および訓練を実施し、安定・安全稼動に関する技術や障害発生時の対応技術等を習得できるよう十分な指導を行うこと。

3-3. 病院が運用確認（シミュレーション）等を実施する時は、上「2-2」が充分に理解されているかを確認・指導し、実運営に向けて支障の無いようにサポートすること。

3-4. 機器稼動後一定期間は、病院の求めに応じて技術者を派遣させ、機器の稼働性能を確認すると共に、病院関係職員の使用操作に対し随時指導すること。
なお、期間は病院と協議すること。

3-5. 安定運用となった後においても、病院から機器使用指導等の依頼あった場合は、速やかに応じること。

4. 設置作業及び撤去・改修作業がある場合

4-1. 機器の設置に伴い発生する、建設工事に含まれていない作業費用(電源接続、給湯給水排水接続、ダクト接続、コーキング等の仕上げ作業など)の全てを含むこと。
また、機器の設置に伴い撤去・改修作業が発生する場合も、同様とする。
なお、納入場所の構造、設備等の詳細は、病院に問い合せ確認すること。

4-2. 電源設備、衛生設備、照明設備、空調設備等の付帯設備の変更が必要な場合は、発注者及び病院の承認を得た後に着手すること。
また、契約電力の変更を除く、諸費用を含むこと。

4-3. 撤去・改修作業により、医療法関連、建築法や消防法等に基づく届出・申請手続きが必要な場合は、書類作成や関係諸官庁との打合せ等の一連の業務を行うこと。

4-4.　コア抜きやアンカー敷設等、耐震構造や防水構造等に影響があると想定される作業が発生する場合、発注者及び病院と工事内容を協議し承認を得ること。

4-5.　貫通口周囲や、躯体との取り合い部分等は、建設工事条件に準じた仕上げとすること。

4-6.　設置作業、撤去・改修作業等について事前に発注者及び病院と打合せを行い、工程通りに完了すること。
また、施工確認時に発注者又は病院より指摘を受けた場合は、速やかに是正作業を行い、再検査を受けること。

4-7.　作業に関する注意事項、要請事項等を記した書類や、詳細設置図面等の書類を速やかに提出し、調整事項や懸案事項等がある場合は発注者及び病院と十分に協議すること。

4-8.　作業完了後、写真付の施工報告書を作成し発注者へ提出すること。

4-9.　作業から1ヵ年は、通常の使用により発生した不具合は無償にて修理・補修を行うこと。

5.　建設引渡し前の搬入等

5-1.　建設工事条件や諸官庁の指示等により、建設工事期間中に搬入設置する事がある。

5-2.　建設引渡し前の搬入設置等は、発注者、病院、設計事務所、建設工事会社及びコンサルタント会社の指示に従い実施すること。

5-3.　設置完了後、傷や凹み等の外観検査等を受けた後に保護材等で覆い、工事期間中に損傷が起こらないように処置すること。

6.　その他

6-1.　本説明書に記載なき事項で疑義が発生した場合は、発注者と協議し解決にあたること。

6-2.　本説明書に記載なき事項で発注者又は病院から追加要請があった場合、発注者と協議し検討のうえ対応すること。

7.　納入場所

（住　所）　〒946-0001　新潟県魚沼市日渡新田34
（病院名）　魚沼市立小出病院

8.　納入期限

平成 28年　1　月　31　日